相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市北三丁目九番、最後の住所埼玉県幸手市北三丁目九番一一号チェリーツリーパークマキ一〇三

被相続人　亡　小林　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

埼玉県久喜市栗原二丁目九番地三〇

相続財産管理人　石田　晴久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市正木三四五番地、最後の住所千葉県習志野市鷺沼三丁目六番四四号　白鷺園

被相続人　亡　森　梅吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

事務所千葉市中央区中央三―一八―三　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢五八一番地、最後の住所東京都豊島区南大塚一丁目一二番七号羽石方五号

被相続人　亡　川崎　楊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市四谷二丁目六八番地の一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　市川　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階　りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区下丸子二丁目二八番、最後の住所東京都大田区下丸子二丁目二八番一六―六〇三号

被相続人　亡　駒居　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市院内町原口四〇七の二番地、最後の住所東京都立川市若葉町四丁目二五番地の一若葉町団地二三棟二〇四号

被相続人　亡　佐藤　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央六丁目三〇七番地、最後の住所東京都大田区中央六丁目一七番九号

被相続人　亡　高瀬　利平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮民主主義人民共和国、最後の住所神奈川県横須賀市三春町一丁目三八番地田原方

被相続人　亡　田原峰子こと　金　小峯

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

神奈川県横須賀市田戸台二七番地

相続財産管理人　川瀬冨士子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市春日町三二番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉東町二丁目ツ三五番地　ゆとりライフはるる一〇八号室

被相続人　亡　二ツ谷正芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

石川県小松市小馬出町二七番地六　丸ビル二階　加藤喜一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市有野九五番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居三八七番地アーク甲府テイジンハイム五〇六号

被相続人　亡　櫻本　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

山梨県甲府市丸の内三丁目六番二号

相続財産管理人　弁護士　小宮山　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市今城町二二二番地、最後の住所岐阜市則武八〇六番地の七

被相続人　亡　柴　秋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

事務所岐阜県羽島郡笠松町北及一八〇番地　相続財産管理人　谷口　佳久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市若松町三三番地、最後の住所静岡市若松町三三番地

被相続人　亡　佐藤　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日

事務所静岡市葵区鷹匠一丁目五番一号　ノイエツァイト四階　弁護士法人鷹匠法律事務所　相続財産管理人弁護士　靏岡　寿治

神戸港埠頭公社債券償還公告

神戸港埠頭公社債券定時償還のため抽籤の結果それぞれ下記番号の債券が当籤しましたから公告いたします。

償還期日　平成22年3月25日

支払場所　券面記載の支払場所

回	償還金額	10万円券	100万円券	1000万円券
58回	4,020万円	13～14	—	129～132
59回	1,260万円	37～42	9～10	11
60回	3,750万円	66～70	22～28	16～ 18

平成22年2月25日　**財団法人　神戸港埠頭公社**